

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)仕様書

1 業務委託名

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)※業務委託
(以下「本業務」という。)

※もりクルート事業とは、市内ものづくり企業の魅力を発信し、人材確保を支援するため、①【インターンシップ(働く体験)事業】②【職場見学支援事業】③【広報チラシ作成事業】④【魅力発信動画作成事業】を一つのパッケージとして、実施する事業をいう。

2 業務の目的

本業務を実施し、ものづくりに興味を持っている大学生や専門学生、高校生など(以下「対象学生等」という。)が、市内ものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、実際に就職活動を行う際、市内ものづくり企業を第一志望として目指してもらえるように、市内ものづくり企業の魅力発信及び人材確保を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 インターンシップ(働く体験)実施業務

(1) インターンシップ(働く体験)事業の概要

市は、対象学生等を対象に、市が指定するものづくり企業14社(以下「参加企業」という。)において、実際の事業内容や職場環境、職場の魅力等についての理解が深まる職場説明及び就業体験を実施する。

ア インターンシップ(働く体験)の受入れを行う企業

参加企業

イ インターンシップ(働く体験)の参加対象者

対象学生等 20人程度(予定)

ウ インターンシップ(働く体験)実施期間

令和7年9月1日(月)から令和8年3月31日(火)までで、参加企業が受入れ可能とした日のうち、対象学生等でインターンシップ(働く体験)事業に参加する者(以下「インターンシップ(働く体験)参加者」という。)が希望した日を考慮した上で、市と参加企業の協議の上、決定する日

(2) インターンシップ（働く体験）実施業務の概要

受託者は、インターンシップ（働く体験）事業の実施に当たり、万一の事故に対応するためのインターンシップ（働く体験）参加者を被保険者とした傷害保険等の加入手続き等を行う。

(3) インターンシップ（働く体験）実施業務の内容

インターンシップ参加者の確定後、市は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受託者に報告し、受託者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に参加する手続きを行う。

- ① 保険期間 インターンシップ（働く体験）参加者が参加する日
- ② 保険対象者 インターンシップ（働く体験）参加者（15 歳以上の大人）
- ③ 実施内容 各参加企業におけるインターンシップ（働く体験）の内容
- ④ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1 人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1, 0 0 0 万円
後遺障害保険金	1, 0 0 0 万円
入院保険金日額	8 千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の 1 0 倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の 5 倍
通院保険金日額	4 千円
賠償責任保険金	3, 0 0 0 万円
携行品損害保険金	2 0 万円
救援者費用保険金	1 0 0 万円

(4) インターンシップ（働く体験）事業に係る経費

インターンシップ（働く体験）実施業務に要する経費のうち、次の経費については、11 本業務の精算に基づき、実費精算とする。なお、契約時の積算については、次のとおりとする。

ア インターンシップ参加者数 20 人の傷害保険料

5 広報チラシ作成業務

(1) 広報チラシ作成業務（以下「チラシ作成業務」という。）の概要

対象学生等に対して、市内ものづくり企業の理解の促進や魅力発信を図り、インターンシップ（働く体験）事業や職場見学支援事業への参加意欲を高めるため、チラシ作成業務を実施する。チラシ作成業務の実施にあつては、原稿作成、校正、誌面デザイン、印刷製本等を行い、市に納品する。

(2) チラシ作成業務に係る手配

原稿作成、誌面デザイン業務についての担当者は、同様の業務経験のある者を選任すること。

(3) 広報チラシ作成内容

インターンシップ（働く体験）事業や職場見学支援事業を広報し、参加学生の参加意欲を高めることを目的とした広報チラシを作成する。なお、チラシについては、魅力発信動画で作成した動画の二次元コードを挿入すること。また、規格については、次表のとおりとする。

作成部数	1,500 部
サイズ	A 4 両面
色	オールカラー
厚さ	コート 90kg
断裁方法	四方化粧断裁

(4) 納品期限

令和 7 年 9 月 26 日（金）

(5) 納品物

受託者は、広報チラシを以下のとおり、納品すること。なお、広報チラシの電子データも合わせて納品すること。

広報チラシ

納品場所
守口市役所地域振興課(守口市京阪本通 2 - 5 - 5)

6 職場見学支援業務

(1) 職場見学支援業務の概要

対象学生等に対して、求人票やリーフレット等ではわからない、ものづくりの現場ならではの気づきの獲得を目指し、参加企業を普通乗用車で巡り、参加企業が、工場見学や職場紹介等（以下「工場見学等」という。）を行う職場見学支援事業を次のとおり実施する。

ア 職場見学支援事業の受入れを行う企業

参加企業

イ 職場見学支援事業の参加対象者

対象学生等やその保護者、教諭 24 人程度（予定）

ウ 職場見学支援事業の実施方法

以下の実施方法で、職場見学支援事業を実施する。

参加対象者	対象学生等やその保護者、教諭
実施日時	①令和 7 年 9 月 1 日～30 日②令和 7 年 10 月 1 日～31 日③令和 7 年 12 月 1 日～31 日④令和 8 年 1 月 1 日～31 日⑤令和 8 年 2 月 1 日～28 日⑥令和 8 年 3 月 1 日～3 月 31 日のうち、市、参加企業及び申込者が合意した日時
申込方法	対象学生等やその保護者、教諭は、前月 20 日までに市に申込みを行う。
配車する普通乗用車	運転手も含め、5 人程度が乗車できる自動車
参加者数	4 人以下（1 回）
実施回数	6 回程度（予定）
実施場所	参加企業 14 社のうち、参加者が希望する企業
普通乗用車台数	年間 6 台程度（予定）
工場見学等の時間	概ね 45 分程度（1 社あたり） ※訪問する企業数や参加者の要望に応じて変更

（行程例 工場見学等の時間 45 分 午前コース・午後コース）

出発(9:00)	午前の部	出発(13:00)	午後の部
大阪メトロ守口駅	3 社程度訪問	大阪メトロ守口駅	3 社程度訪問

（2） 職場見学支援業務の概要

受託者は、職場見学支援事業の実施に当たり、当日の普通乗用車の配車を行い、職場見学支援事業の実施に必要な情報提供を市に行う。また、万一の事故に対応するため、職場見学支援事業参加者を被保険者とした傷害保険等の加入手続き等を行う。

（3） 職場見学支援業務の内容

職場見学支援事業参加者の確定後、受託者は、本業務を実施するにあたり適切な普通乗用車を市と協議の上、配車し、参加企業に送迎する。また、市は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受託者に報告し、受託者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手続を行う。

- ① 保険期間 職場見学支援事業参加者が参加する日

- ② 保険対象者 職場見学支援事業参加者（15 歳以上の大人）
- ③ 実施内容 各参加企業における職場見学支援事業の内容
- ④ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1 人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1, 0 0 0 万円
後遺障害保険金	1, 0 0 0 万円
入院保険金日額	8 千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の 1 0 倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の 5 倍
通院保険金日額	4 千円
賠償責任保険金	3, 0 0 0 万円
携行品損害保険金	2 0 万円
救護者費用保険金	1 0 0 万円

(4) 職場見学支援事業に係る経費

職場見学支援業務に要する経費のうち、次の経費については、11 本業務の精算に基づき、実費精算とする。なお、契約時の積算については、次のとおりとする。

- ア 配車する普通乗用車数 6 台
- イ 職場見学支援事業の参加者数 24 人の傷害保険料

7 魅力発信動画作成業務

(1) 魅力発信動画作成事業の概要

参加企業の事業内容や従業員の人柄、職場の雰囲気等がわかる魅力発信動画を作成し、それらを学生等やその保護者にとって身近なスマートフォン等で視聴できるようにすることで、参加企業の魅力を高め、効果的な情報発信を図る。また、その動画の二次元コードを広報チラシに挿入し、その広報チラシを学校等に配布することで、対象学生等がインターンシップ（働く体験）事業や職場見学支援事業へ参加するきっかけとなるよう活用する。

(2) 魅力発信動画作成業務の概要

- ア 魅力発信動画のターゲット
対象学生等及びその保護者
- イ 動画作成内容

- ① 参加企業 14 社を 2 つのグループに分け、7 社で 1 本 4 分程度の縦型動画を 2 本作成する。なお、それぞれの企業が 30 秒程度は映り込むよう調整すること。

- ② 動画の構成は、従業員から代表者への質問形式や従業員同士のトーク形式にするなど、そこで働いている人に焦点を当てた内容を中心に展開すること。また、TikTok や Instagram 等で、高評価、高視聴されている動画を参考にし、対象学生等やその保護者が、参加企業に親しみを持ち、参加企業で働いている人や職場の魅力を感じることができるように留意すること。
- ③ 動画作成のための撮影日、撮影場所の調整や素材の調達は、受託者で行うこと。
- ④ 対象学生等やその保護者が興味を持つ内容とするため、必要な字幕やテロップ、音声、音楽等を加え、編集を行うこと。
- ⑤ 動画ファイル形式や動画の納品方法については、市と協議の上、決定すること。

ウ 規格

作成した動画については、市のホームページや SNS 等の公開を想定していることを念頭におき、素材の収集や編集にあっては、被写体となる事業者との調整及び確認を行うこと。

(3) 作成期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 26 日(金)まで

(4) 納品物

受託者は、以下のとおり納品すること。なお、当該動画の電子データも合わせて納品すること。

納品動画
① 4 分程度の動画 × 2 本
② 4 分程度の動画を企業ごとに切り分けた 30 秒の動画 × 14 本
納品場所
守口市役所地域振興課(守口市京阪本通 2 - 5 - 5)

8 情報発信及び周知業務

(1) 情報発信及び周知業務の概要

インターンシップ(働く体験)事業や職場見学支援事業を効果的に発信し、参加者の増加に繋げるため、大阪府内の高校や大学を訪問し、事業内容や募集内容の周知を行う。

(2) 情報発信及び周知業務の内容

以下のとおり、情報発信及び周知を行う。

ア 学校訪問

学校訪問は、インターンシップ(働く体験)事業や職場見学支援事業

の参加に繋げることを目的に、3回程度実施し、市と協議の上決定した日程で、大阪府内の高校や大学など10校程度を訪問すること。また、事業内容や募集内容をよく理解している者を担当者として選定し、訪問の際は、高校や大学などに正確かつ魅力的に説明できるよう留意すること。なお、本業務は、対面の対応を原則とし、それが実施できない場合は、市と協議し、実施方法を再考すること。

9 業務の実施体制

受託者は、インターンシップ実施業務、広報チラシ作成業務、職場見学支援業務、魅力発信動画作成業務及び情報発信及び周知業務の担当者をそれぞれ1名以上選任し、業務を実施するものとする。それぞれの担当者には、同様の業務に関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。なお、業務間の担当者の兼任を可とする。

10 報告書等の作成

受託者は、本業務終了後、速やかに、本業務全ての成果をとりまとめた「守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)完了報告書」を市に提出し、完了検査を受けるものとする。受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

11 本業務の精算

4(4)及び6(4)の経費については、本業務を完了し、市の検査を受けた後に、実費精算を行う。なお、実費精算に係る経費については、他の業務の経費との流用を認めない。

12 著作権の譲渡等

- (1) 本業務において新たに著作権が発生するものについては、その制作に係わる経費及び著作権の譲渡に係わる費用等も入札価格に含めるものとする。
- (2) 制作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に市に譲渡する。
- (3) 前項に関し、制作物に係る著作権が、受託者以外の者に帰属している場合には、受託者はあらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

- (4) 市は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者(前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ)の承諾をなく自由に公表することが出来る。
- (5) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

13 信用失墜の禁止

本業務を実施するに当たり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

14 その他

- (1) 業務上知り得た個人情報及び企業情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払うこと。
- (2) 業務実施にあっては、市と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた時は、市と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。